

阪神・淡路大震災復興資金と 「財団法人阪神・淡路震災復興基金」 の役割

林 敏彦

hayashit@dri.ne.jp

(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構

復興資金と復興基金

1 • 復興資金の規模

2 • 復興資金の出所

3 • 「震災復興基金」

4 • 住宅再建と復興基金

阪神・淡路大震災

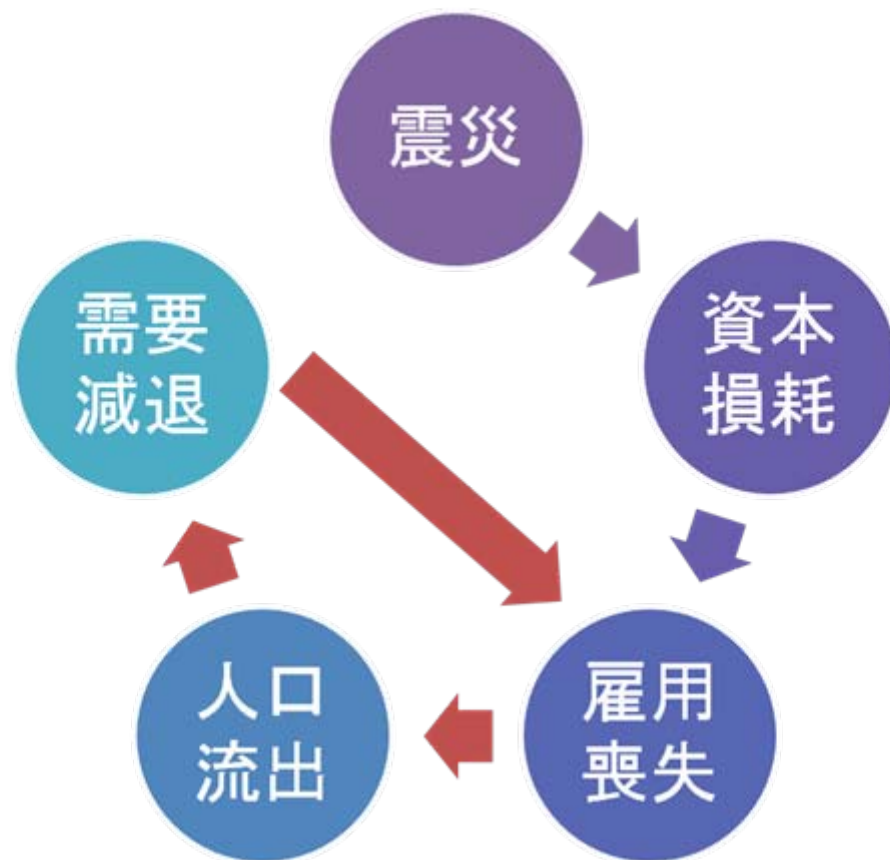
- 1995年1月17日 午前5時46分
- マグニチュード 7.3
- 死者 6,434人
- 負傷者 40万人
- 損壊家屋 25万棟
- 被災家族 45万世帯
- 避難者 最大30万人

大震災の経済的被害

直接被害	9兆9,268億円
建物	5兆8,000億円
港湾設備	1兆0,000億円
商工業設備	6,300億円
高速道路	5,500億円
ガス・電気	4,200億円
鉄道	3,439億円
学校等	3,352億円
その他	8,477億円

大震災の間接的経済被害

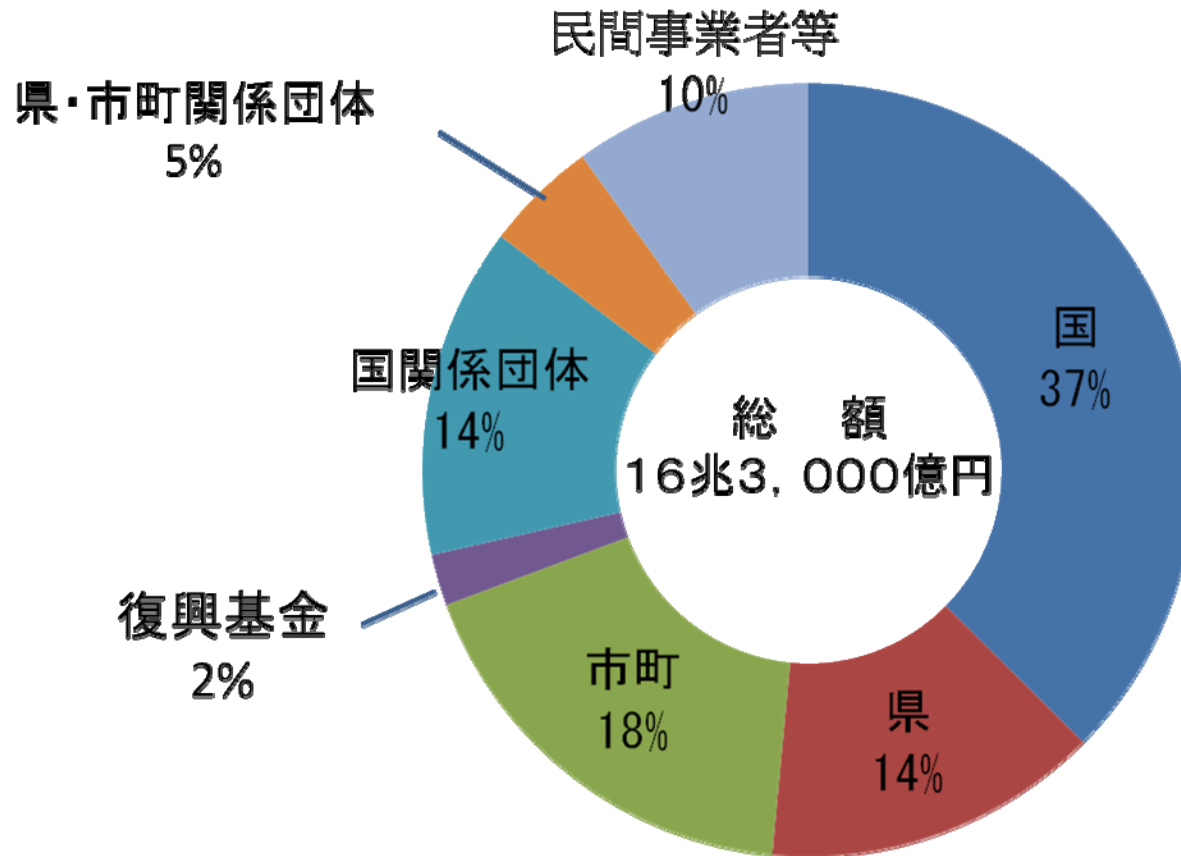
- 地域GDP損失 2兆6,000億円



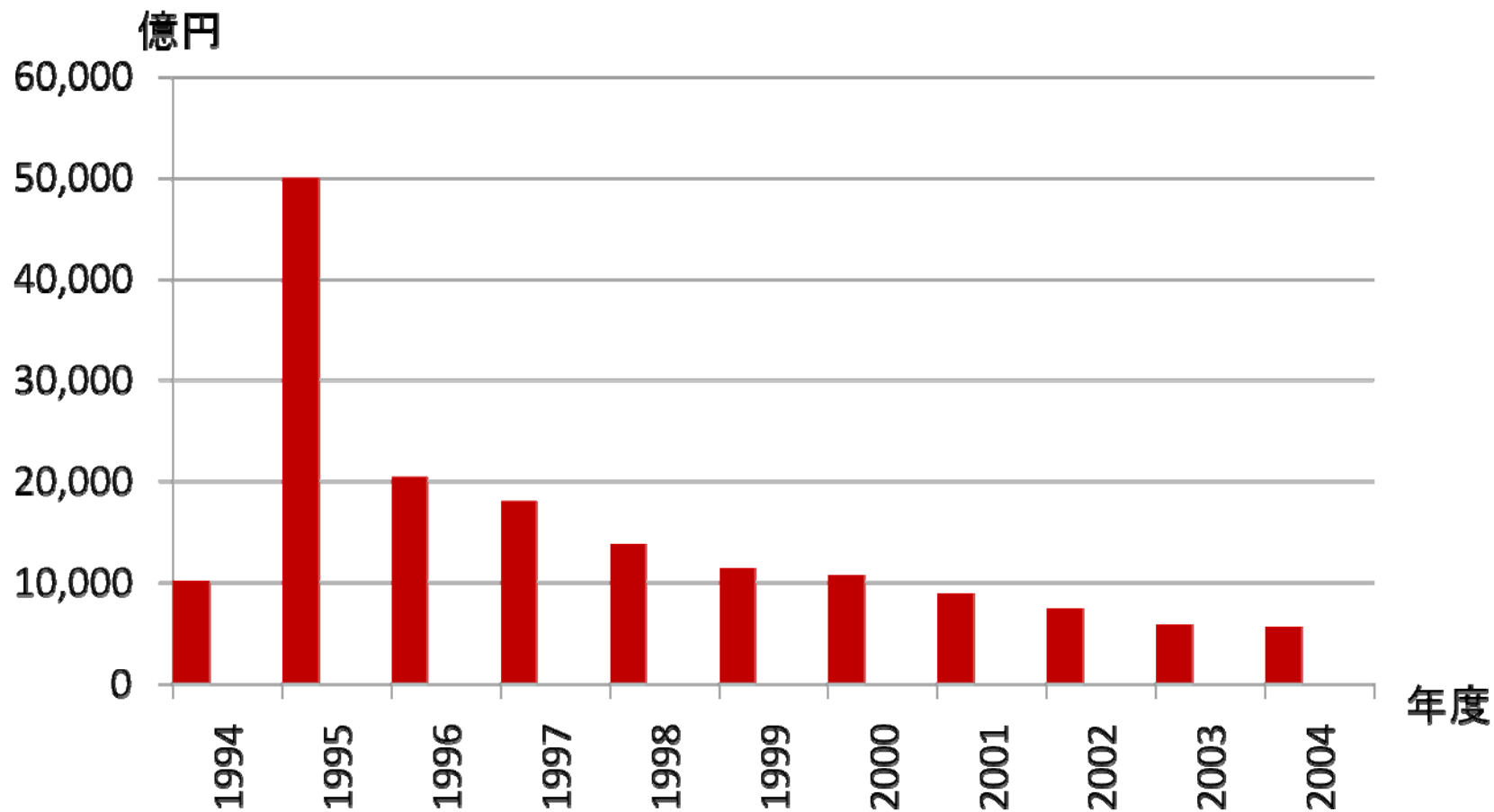
復興計画の総事業費

総事業費	16兆3,000億円
福祉のまちづくり	2兆8,350億円
文化豊かな社会づくり	3,700億円
産業復興	2兆9,500億円
都市防災	3,150億円
市街地整備等	9兆8,300億円

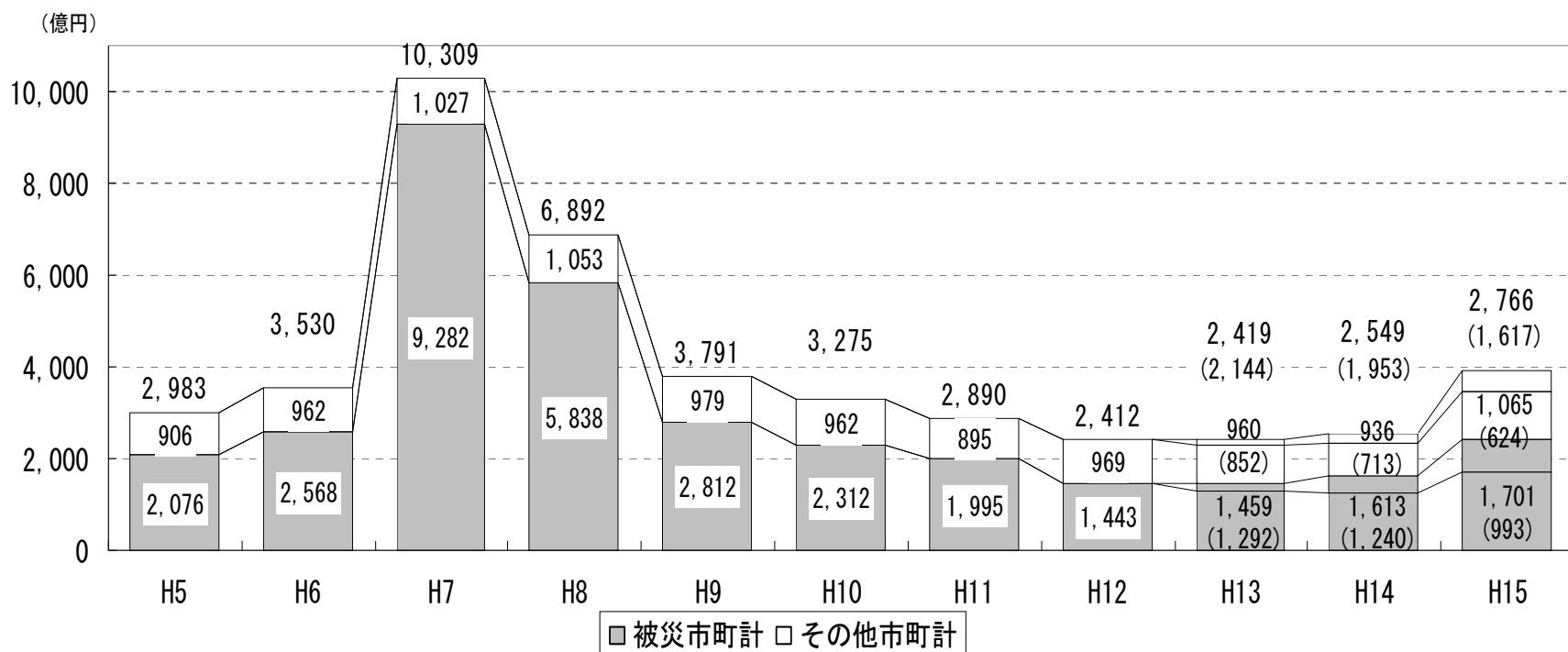
復興事業費の出所



年度別復興事業費

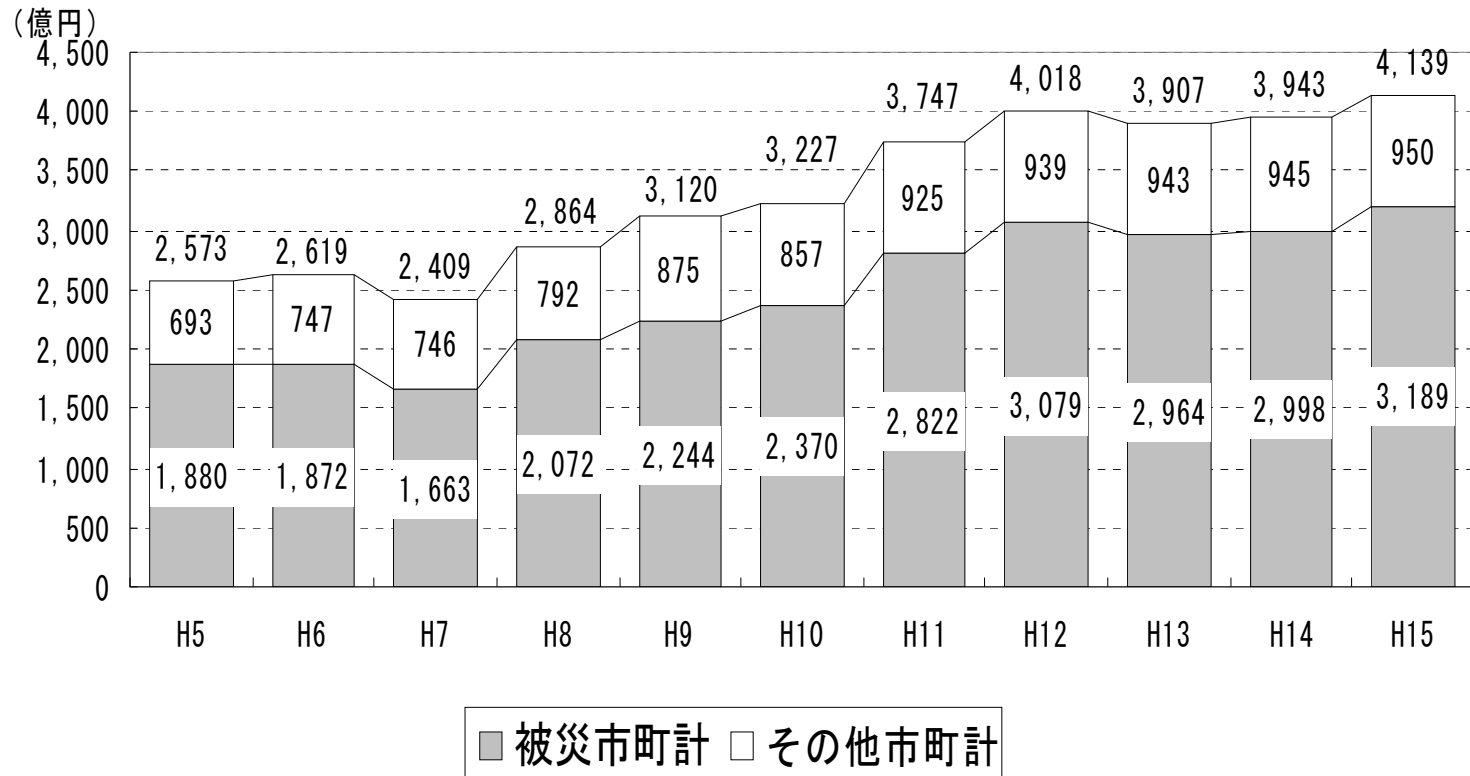


地方債発行額の推移

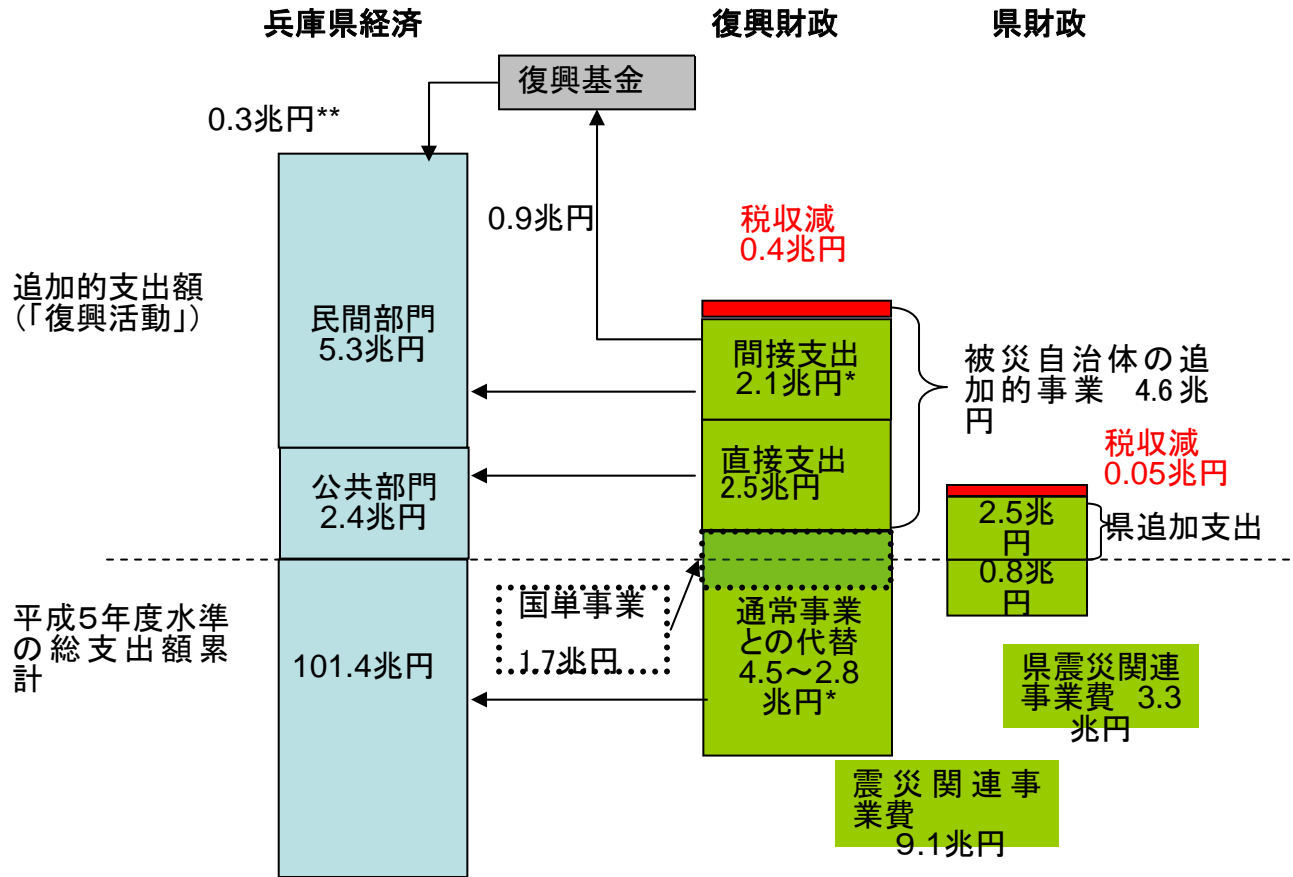


※ H13~H15の () 書きは、臨時財政対策債発行額を除いた額

公債費の推移



復興の資金規模



注：「兵庫県経済」は付加価値ベース、他は支出ベース
数字は平成6年度～10年度の累計額

●国単独事業の追加的部分によって異なる数字

** 平成16年度までの累計値

復興費用

- 95年からの5年間に増加した兵庫県GDP
(復興のための追加需要)7兆7,000億円
- そのうち70%は民間部門による
(国・県・市の負担は30%)
- 義援金総額は1,860億円

復興基金の設立目的

＜阪神・淡路大震災復興基金の公式設立目的＞

- 阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組みを補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

復興基金の真の目的

- 国および地方自治体の復興支援事業は、公費の支出に関する法令・規則に縛られ、被災者の要求にきめ細かく対応するためには自由度が低かった。
- 公的資金ではない「民間資金」が必要だった。

復興基金の真の目的2

＜真の設立目的＞

- 特に、国は個人住宅の再建を公的資金で支援することは、私有財産制度の原則に反するという態度をとった。
- しかし、住宅の再建は人びとの生活再建、コミュニティの再生、街並みの復興などにとって必要不可欠だった。

復興基金の真の目的3

＜真の設立目的＞

- 復興基金は公的資金を「資金洗浄」して民間資金に変換する目的で設立された。
- 国が支出した財政資金は、「復興基金」を経由することによって「民間」の資金となり、それを公的な政策目的のために使用する運営構造として設立された。

復興基金の法的根拠

- 日本の財団法人は国または地方自治体によって認可され、公共目的のための事業を行う非営利団体として税制上の優遇措置が受けられる。
- 基金は財団法人として兵庫県および神戸市が認可した。
- 国からの資金を受け入れるため、国の立法措置（地方交付税法附則の改正）が必要だった。

復興基金設立の経緯

- 震災後1ヶ月で兵庫県が発案し、神戸市および自治省との協議を開始した。
- 震災後7週間目で「基金」設立を公表した。
- 震災後11週目で「基金」の運用をスタートさせた。
- 国の地方交付税法附則の改正は「基金」運用開始のほぼ1年後だった。

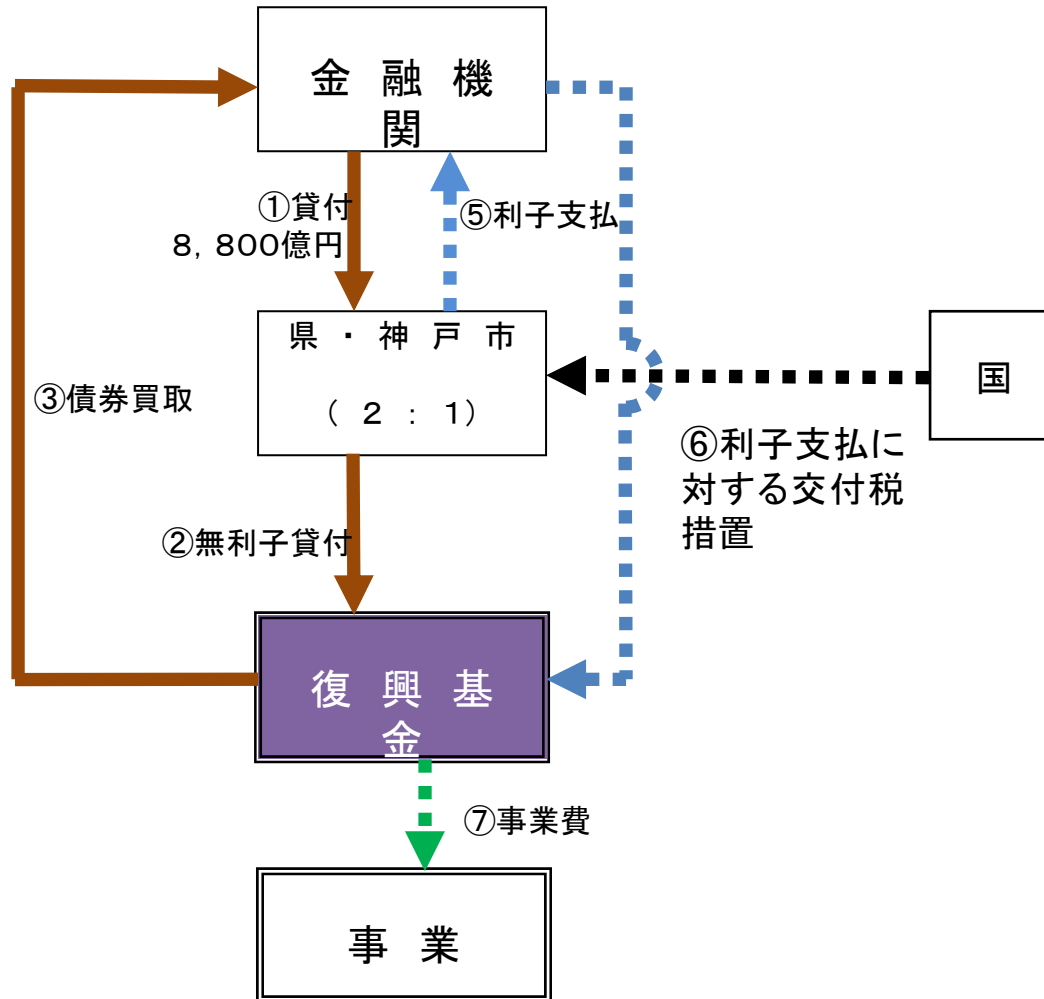
復興基金の構造

- 兵庫県と神戸市が2:1の割合で出資して設立。
- 復興基金が発行する「復興債」の利子支払いには国から一定割合の地方交付税交付金による利子補給が認められる。
- 資金は国庫から復興基金を経て、復興事業を支える。

復興基金の統治機構

役職名	所属団体
理事長	兵庫県知事
副理事長	神戸市長
常務理事	兵庫県企画県民部参事
理事 9名	兵庫県・神戸市
監事 2名	兵庫県会計管理者、神戸市会計管理者

復興基金の資金の流れ

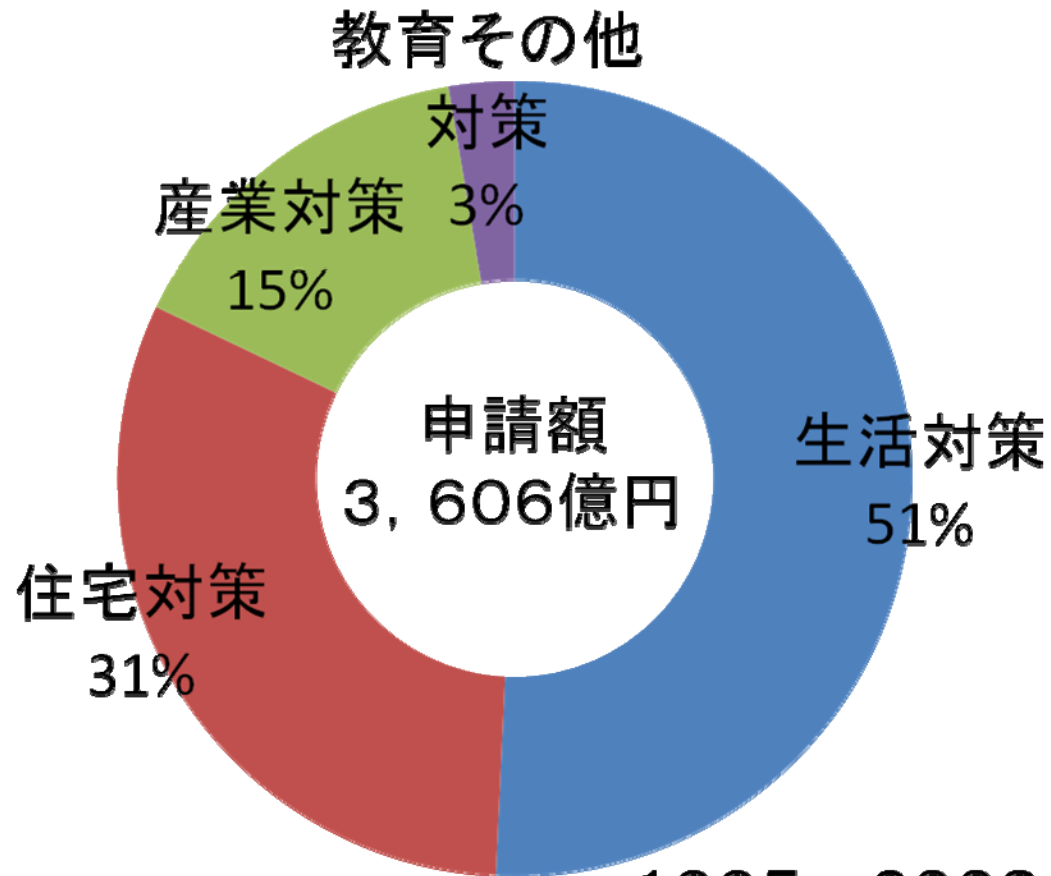


復興基金の事業

- ① 被災者の生活の安定・自律及び健康・福祉を支援する事業
- ② 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- ③ 被害を受けた中傷起業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
- ④ 被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業

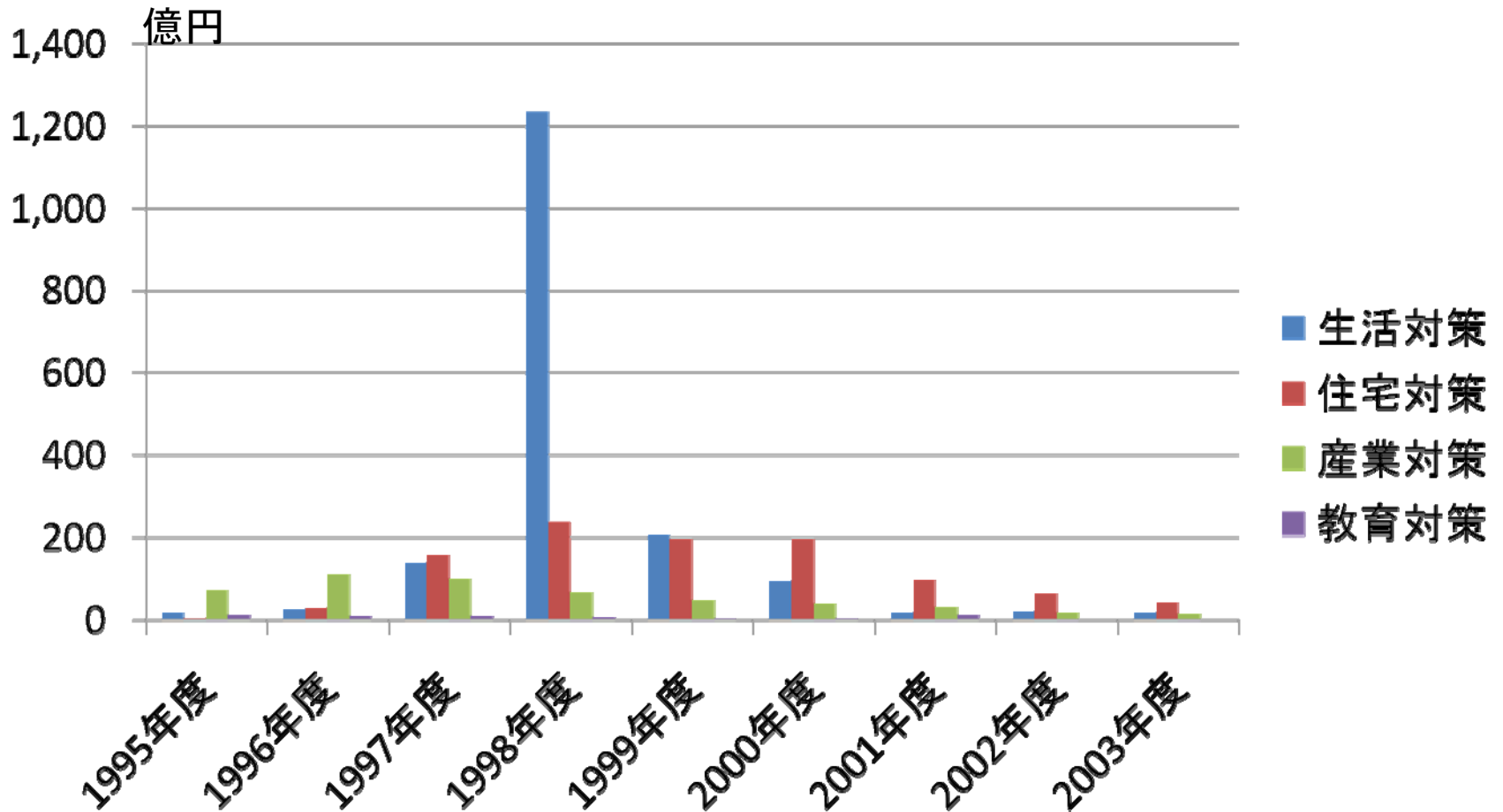
(「寄付行為」第4条)

復興基金の使途



1995～2008年度 累計

復興基金の執行状況



復興基金の評価

- 公的資金を質的に補完
事業の弾力的執行、迅速な対応、公正性の確保
- 公的資金の量的補完
- 義援金の量的補完
- 県・市との一体的運用により執行費用軽減

復興基金のその後

- 復興基金は借入金を返済して縮小、10年経過後も一部の事業は存続することを決定。
- 県・市が出捐した資金の一部を基本財産として、2006年に(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構が発足。

その後の復興基金

- 同様な復興基金は2007年の新潟県中越大地震、2008年能登半島地震直後にも設立され、復興需要に柔軟に対応する役割を果たした。
- 2008年、改正被災者生活再建支援法が施行され、個人の住宅再建にも公的資金が投入できるようになったことで、復興基金の重要性は一部減じた。
- 今後は、恒久法によって災害復興基金が迅速に設立できるよう担保することが必要。

復興基金の総括

- 阪神・淡路大震災からの復興に要した財政資金およそ16兆円に対して、復興基金の事業費は2%と比較的小規模だった。
- しかし、復興基金は個人の生活再建、住宅再建を中心とする被災者のきめ細かなニーズに対応することができた。
- 今後は、災害の度に(地方交付税)法改正を要するのではなく、恒久的な運営構造として制度設計することが必要。

ご連絡先

- 放送大学

<http://www.u-air.ac.jp>

hayashi@u-air.ac.jp

- ひょうご震災記念21世紀研究機構

<http://www.hemri21.jp/kenkyusyo/index.html>

hayashit@dri.ne.jp

参考文献

- 兵庫県阪神・淡路大震災復興10年検証「復興資金―復興財源の確保」2007年
- 林 敏彦「阪神・淡路大震災復興基金とわが国立法府の役割」安全安心社会研究所ワーキングペーパーWP-2007-001-J、2007年
- 林 敏彦「米国同時多発テロと犠牲者補償基金」安全安心社会研究所ワーキングペーパーWP-2007-002-J、2007年
- 阪神・淡路大震災復興基金
<http://www.sinsaikikin.jp>